

I センターの概況

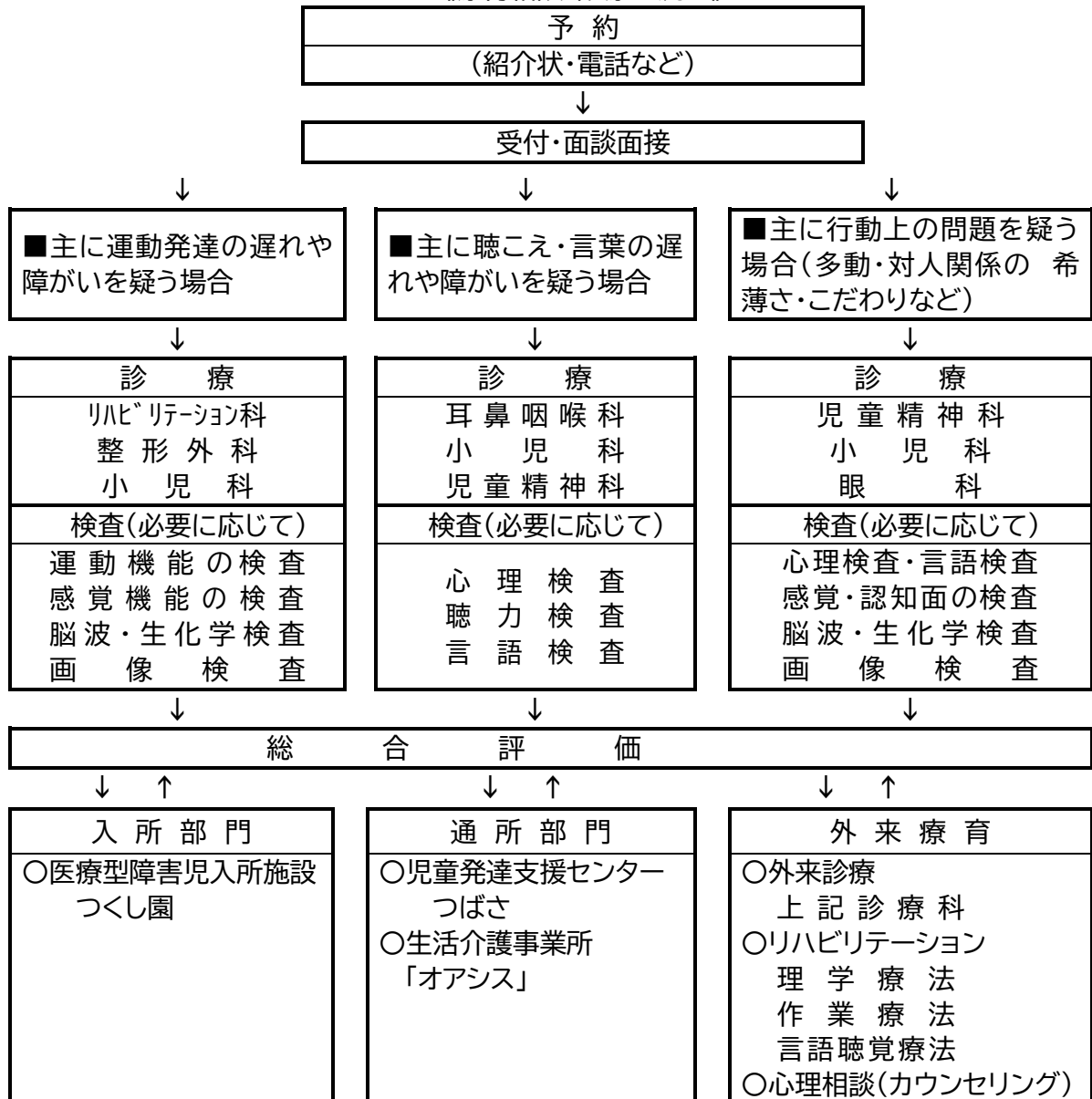
1 業務概要

こども療育センターは、医療と福祉の機能を併せ持ち、医師など 15 に渡る職種の職員がチームを組んで障がい児のために総合的できめ細やかな療育を行っている機関です。

また、下表のように、医療や保健、児童福祉、教育機関など、各関係機関とも相互に連携を取り合っています。

医 療	保 健・福 祉	教 育
福 井 県 立 病 院 各 医 療 機 関	総 合 福 祉 相 談 所 児 童 相 談 所 県 健 康 福 祉 セ ン タ ー 市 福 祉 事 務 所 市 町 保 健 セ ン タ ー 保 育 所、児 童 発 達 支 援 相 談 支 援 事 業 所 等	特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー 特 別 支 援 学 校 そ の 他 の 諸 学 校 幼 稚 園 等

《療育相談・診療の流れ》



(1) 療育相談・診療部門

生後間もなく身体や発育の異常に気づかれたお子さんや、地域の医療・福祉・教育の機関等で気がかりさを指摘されたり発達の遅れを疑われたお子さん達が、専門的な診断・治療を希望して保護者や関係者とともに窓口を訪れます。

紹介制を原則とし、あらかじめ電話等で日時の予約をしていただきます。初診予約は医療ソーシャルワーカーが対応し、相談の内容に応じて、診療、検査、テストなどの順序や組合せを考え、予約を受け付けます。

診療にあたり、医師(リハビリテーション科・小児科・整形外科・耳鼻咽喉科・児童精神科・眼科)はお子さんの成長発達全体について専門的な検討を行います。それを踏まえて、各種機能の発達の遅れや異常、精神発達の状態像を正確に把握するために、必要に応じて各部門で次のような諸検査が行われています。

生理的検査	脳波検査、心電図、聴性脳幹反応検査など
画像検査	X線撮影、超音波検査など
身体運動機能検査	〈理学療法〉身体計測、筋力テスト、関節可動域テスト、感覚(知覚)検査、脳性麻痺簡易運動テスト(SMTCP)など
精神運動発達検査	〈理学療法〉日本版デンバー式発達スクリーニング検査、運動年齢検査、ADLテストなど 〈作業療法〉乳幼児発達スケール(KIDS)、こどものための機能的自立度評価表(WeeFIM)など
認知・感覚面の検査	〈作業療法〉フロスティック視知覚発達検査、WAVES、感覚プロファイルなど
聴力検査	条件詮索反応検査(COR)、遊戯聴力検査、純音聴力検査など
言語発達等検査	絵画語彙発達検査、田研式言語発達診断検査(語彙検査)、質問-応答関係検査、小学生の読み書きスクリーニング検査など
音声に関する検査	構音検査、発声・発語器官機能検査など
心理検査	新版K式発達検査、WISC-V、田中ビネー知能検査、PARS、Vineland-II適応行動尺度、描画テストなど

このような多方面にわたる検査や評価を統合して、持ち込まれた問題への対応策が示され、お子さん本人やご家族に対して、毎日の生活に密着した養育の指導がなされます。

外来診療としては、てんかん発作のコントロール、自閉スペクトラム症などの発達障がいへの児童精神医学的にかかわり、言語・聴覚障害児の言語聴覚療法や補聴器装用指導、肢体不自由児の義肢・装具の装着、一般病院では対応の難しい小児整形外科疾患の診断・治療、理学療法・作業療法および心理療法(遊戯療法など)などの専門的な治療を行っています。

なお、事後の継続的な医学的観察や治療の一部は、紹介医療機関などに依頼することもあります。

そのほかに、特別外来として、2023年度は以下のものを実施しました。

- ・「ペアレント・プログラム外来」(発達障がい児の保護者対象。公認心理師が担当。)
- ・「ペアレント・トレーニング外来」(発達障がい児の保護者対象。公認心理師が担当。)

- ・「いるか外来」(地域の児童発達支援事業所の小集団療育を利用していない年中の発達障がい児対象の小集団療育。医師、言語聴覚士、公認心理師が担当。)
- ・「カナリア外来」(発達障がい児の保護者対象の学習会。医師、公認心理師が担当。)
- ・「しゃべり場」(発達障がい児本人のグループトーク。公認心理師が担当。)
- ・「水治療法」(運動に遅れや障がいがあるお子さん及び運動が苦手なお子さん対象のプールでのプログラム。理学療法士が担当。)

お子さんの発達や機能の向上には、家庭や集団生活場面での指導方法や留意点についての助言が求められます。保健や栄養・心理面への配慮、子育て環境の調整などについての各専門スタッフによる指導や援助も欠かすことができません。

当センターでは、保護者支援の一環として講座を行っています。2023 年度も実施しました。

当センターではお子さんが本来持っている力を最大限発揮できるように、成長・発達を支えます。ご家族と一緒に、お子さんを取り巻く地域社会の機能や資源も活用して、お子さんが生き活きと楽しく生活できるように考えることを療育相談・診療部門の役割としています。

(2) 福祉施設部門

こども療育センターは、医療と福祉がひとつになった、障がい児のための総合療育機関であり、療育相談・診療部門と福祉施設各部門が連携しています。

児童発達支援センター つばさ 定員40名/1日
<p>運動や対人・コミュニケーションの発達に専門的支援を必要とする就学前のこども達が親子で通所する施設です。それぞれの発達状態や特性に合わせたグループ療育を行っています。</p> <p>保育士や看護師等が保育や健康相談等を提供する中で、健康面、情緒面、生活面やコミュニケーション面の発達援助に取り組んでいます。</p> <p>また、お子さんが社会に適応し家族とともに楽しい生活が送れるよう、保護者支援や地域療育支援も行っています。</p>
医療型障害児入所施設 つくし園 定員50名
<p>運動発達の遅れや運動機能に障がいがある18歳までのお子さんに対して、整形外科、リハビリテーション科、小児科などの医学的管理のもと、治療や看護、発達支援、日常生活指導、保育など、一人ひとりの個性を大事にした療育を行っています。また、理学療法、作業療法、言語療法などお子さんに必要なリハビリテーションを行い、機能の向上や発達を促しています。</p> <p>学齢児童は隣接する福井東特別支援学校へ通学することができます。</p> <p>(母子入所) 乳幼児で治療上付き添いが必要な場合は、お子さんと母親と一緒に入所することができます。</p> <p>(短期入所) 18歳未満の肢体不自由児・重症心身障害児、18歳以上の重症心身障害者を対象としています。保護者の様々の理由により、一時的に自宅で介護を受けることが困難なお子さんを、日帰りから原則1週間までお預かりしています。ご家族のレスパイト(休息)としてもご利用いただけます。</p>
生活介護事業所「オアシス」 定員15名
<p>対象は、高等学校卒業後(18歳以上)の重症心身障がい者です。</p> <p>看護師の医療的な関わり、療法士と共に行う身体運動、保育士による日中活動などを提供することにより、社会性の向上や運動機能の維持・向上を目指します。成人期の社会生活につながるよう様々な集団活動を行っています。</p>

(3) 地域支援活動

1) 療育研修会

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、保護者や支援者を対象に、さまざまな分野において造詣の深い講師を招き、障がい児・者支援に関する知識や情報などを講義や実技指導を通し学ぶ研修会を行っています。

また、障がいのある子どもの健やかな育成のために、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図れるよう、支援者を対象に、所内見学会やグループワークを行うなど、当センターの役割・機能の周知や、顔の見える関係作りの機会等を通じて、地域との連携を深めるような取組みも研修会の一部として行っています。

療育研修会を通して、障がい児・者への理解、支援の輪が広がり、関係機関が繋がることで、障がい児・者の日々の生活がより過ごしやすく、豊かなものとなるよう取り組んでまいります。

2) 療育支援活動

専門的な療育・教育機関等からの要請を受け、センターの職員が出向いて医学的管理や療育技術の指導を行うなどの支援を行っています。主な支援活動は表のとおりです。

施設・学校・機関	内 容	スタッフ
地域療育拠点施設 (委託医療機関及び事業所)	小児療育体制確保事業(県障がい福祉課)の受託施設に対して、診療および療育を担当する職員への研修を行う。	医 師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
福井県教育委員会	就学指導委員会において、就学児等の各種相談・病状などに対し、医療面から専門的助言などを行う。	医 師
福井市子育て支援室	保育所入所児発達相談専門委員会において、保育所入所希望児の各種相談・病状などに対し医療面から専門的助言や指導を行う。	医 師
福井市教育委員会	教育支援委員会や特別支援専門委員会において、就学児等の各種相談・病状などに対し、医療面から専門的助言などを行う。	医 師
特別支援学校	特別支援学校での学習や生活現場における医学的な留意事項や介助、支援方法を家族および担当教諭に専門的な立場から助言などを行う。	医 師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
学校 児童福祉施設 障害福祉サービス事業所	教員、保育士、支援者等に見学の受け入れや障がいや気かりさのある児、者への理解を深めるための研修を行う。	医 師 保育士 公認心理師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
児童発達支援センター 児童発達支援事業所	事業所利用児の発達健診や保護者学習会等を通じ、保護者への支援や職員指導、市町の支援体制づくりへの助言などを行う。	医 師

3) 嶺南地域療育機能強化支援事業（地域支援グループ）

気がかりさがあるお子さんの療育は、「子どもの身近な地域における早期からの支援」が求められており、県全域で必要とされる専門的療育を提供する体制が必要です。このため福井県では医療と福祉の機能が一つになった、総合療育機関であるこども療育センターから遠方の嶺南地域に対して、地域療育拠点病院や事業所にリハビリテーション職種を派遣を行ってきました。

2012年度からは、言語聴覚士と公認心理師を若狭健康福祉センターに駐在、理学療法士と作業療法士をセンターから派遣しています。病院や事業所、市町の母子保健や相談事業へ研修等を通じて、支援方法の提案を行っています。

その他、2023年度の取り組みとして、当センターで実施している外来講座を嶺南の各市町で発達支援に関わる支援者に向けてYouTubeで限定配信しました。

4) 小児療育担当職員等実務研修（児童発達支援センター つばさ）

2010、2011年度に、発達障がい児支援に関する人材育成の一役を担う目的で、「発達障害児支援に関する保育士研修」を旧難聴幼児通園施設ひばり園（現児童発達支援センターつばさ）で受け入れました。（2012、2013年度については、諸般の事情により行っていません。）

2014年度からは、地域療育の充実を図るために、「小児療育担当職員等実務研修」を児童発達支援センターつばさで受け入れています。

2017年度から研修型のペアレント・プログラムのコース、2022年度は出張講座「ほめるコツ～ペアレント・プログラムのエッセンス～」、2023年度からは出前講座「ほめるコツ～ペアレント・プログラムのエッセンス～」に名前を変えて実施しています。

2023年度実施内容は以下の通りです。

対 象：地域で発達障がいをはじめとする障がい児への支援に従事する職員。

研修コース：1週間コース、ペアレント・プログラム（ペアプロ）コース、

出張講座「ほめるコツ～ペアレント・プログラムのエッセンス～」コース

研 修 内 容：障がい児に対する直接的な支援方法や保護者支援等に関する技術の習得を図ります。

*ペアレント・プログラム：子育ての困り感を丁寧に分析し、子や自身を行動で捉え、できたことをほめる子育て、また、保護者同士の仲間づくりを目指すプログラム。

5) ペアレント・プログラム（児童発達支援センター つばさ）

2015年度より保護者を対象に、2017年度からは小児療育担当職員等実務研修「ペアレント・プログラム」コースを兼ねたペアレント・プログラムを実施しています。

6) 子育て講座（児童発達支援センター つばさ）

2014年度より保護者を対象に、2021年度から支援者も対象に実施しています。

7) 地域支援グループ（理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)・公認心理師)の活動

特別支援学校を対象にしたリハビリ相談事業「リハイク」は、実際の授業場面や、学校生活に立ち会い、リハビリテーションの視点から教育現場に取り入れやすい支援方法を提案しています。当日の記録は後日、資料として提供しています。

また学校、児童福祉施設、障害福祉サービス事業所等に出向いて、実際の様子を伺いながら、各施設に合わせた出前講座「リハシル」を実施しています。

(4) ボランティア活動

ボランティア活動は利用者サービスの向上に寄与するとともに、活動者にとっては自己実現のための自発的な活動です。当センターでも『福井県こども療育センターボランティア運営要綱』を定め、活用を図っています。

(5) 広報活動

ホームページおよびパンフレットにて当センターの紹介をしています。

2 沿革

- 昭和 35 年 6 月 肢体不自由児施設「福井県立あかり学園」(定員 50 名)開設
- 昭和 36 年 12 月 母子室 10 床完成(定員 60 名)
- 昭和 42 年 4 月 「福井県あかり整肢園」に名称変更 「福井養護学校」併設
- 昭和 46 年 4 月 肢体不自由児通園センター(定員 30 名)開設
- 昭和 51 年 3 月 福井県児童福祉審議会提言
「医療・福祉・教育各分野での三位一体の機能を持つ心身障害児
総合相談センターが必要である」
- 昭和 54 年 4 月 県立病院内に県立福井養護学校四ツ井分校開校
- 昭和 58 年 4 月 福井県立福井東養護学校開校
- 昭和 58 年 4 月 **福井県小児療育センター開設**
本県の総合療育施設として県立病院敷地内に東養護学校、特殊教育
センターと共に一体的に整備。肢体不自由児施設「つくし園入所部」
(定員 50 名)、同「つくし園通所部」(定員 30 名)、難聴幼児通園施設
「ひばり園」(定員 30 名)を設置
- 平成 15 年 4 月 小児療育センター再整備基本計画策定
県立病院再整備に伴う「県立総合医療センター」構想の一環として策
定
(基本理念)
①あらゆる障がい児に対し、総合的かつ高度な医療と福祉を提供
する総合療育センターを目指す
②県内各圏域の地域療育支援施設や市町村保健センター、保育所
および教育機関等との連携を強化し、本県地域療育の拠点施設
とし貢献するセンターを目指す
③あらゆる障がい児の成長過程に合わせた QOL(生活の質)の向
上を目指して、個々のニーズにあった施設や人的貢献を提供でき
るセンターを目指す
- 平成 17 年 4 月 新施設建設開始
- 平成 19 年 4 月 **新施設開設**
「福井県こども療育センター」に名称変更
「福井東養護学校」「特別支援教育センター」「県立看護専門学校」と共
に同じ建物内に一体的に整備された。
「リハビリテーション診療科」を新設
重症心身障害児(者)通園事業 A型「オアシス」を開始
- 平成 24 年 4 月 児童福祉法の改正により、施設部門はそれぞれ、
医療型障害児入所施設つくし園
医療型児童発達支援センターつくし園
福祉型児童発達支援センターひばり園
としてみなし指定
「オアシス」は児童発達支援・生活介護事業所に変更
- 平成 25 年 4 月 医療型児童発達支援センターつくし園と福祉型児童発達支援
センターひばり園を統合し、
児童発達支援センター つばさを開設
- 令和 3 年 4 月 「オアシス」は児童発達支援を休止

3 職員・各種委員会

当センターの業務運営にかかわる職種別人員と各種委員会は、以下のとおりです。

1) 職種別人員

(2023年4月1日現在)

職種	人員	職員数 〔()は非常勤外数〕	摘 要																																										
所長 (医師)		1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">診療科別医師数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>兼務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リハビリテーション科</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>外科</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>整形外科</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耳鼻咽喉科</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>眼科</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>児童精神科</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>麻酔科</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			診療科別医師数					常勤	非常勤	兼務	リハビリテーション科	1			小児科	5	4	2	外科			1	整形外科	1	1		耳鼻咽喉科	1		1	眼科			1	児童精神科		3		麻酔科			1
診療科別医師数																																													
	常勤	非常勤				兼務																																							
リハビリテーション科	1																																												
小児科	5	4				2																																							
外科						1																																							
整形外科	1	1																																											
耳鼻咽喉科	1					1																																							
眼科						1																																							
児童精神科		3																																											
麻酔科						1																																							
事務職員		4																																											
医師		7 (8)																																											
薬剤師		1																																											
栄養士		2																																											
診療放射線技師		1																																											
臨床検査技師		1																																											
看護師		25																																											
公認心理師		4																																											
医療ソーシャルワーカー		2																																											
保育士		13																																											
理学療法士		6																																											
作業療法士		5																																											
言語聴覚士		8																																											
音楽療法員		(1)																																											

(臨時任用職員は含めない)

2) 各種委員会

危機管理委員会
 医局会
 利用者サービス改善委員会
 虐待対応委員会
 情報委員会
 診療録管理・医事委員会
 広報図書委員会
 研修委員会
 感染対策委員会
 薬事委員会
 医療機器安全委員会
 医療ガス安全管理委員会
 療育安全管理委員会
 NST 委員会
 栄養管理委員会
 褥瘡対策チーム
 防災委員会
 倫理審査委員会
 改修委員会